# 千葉県における観光振興財源のあり方 に関する検討結果報告書

令和6年10月 千葉県観光振興財源検討会議

# 目次

1		はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2		千葉県観光の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3		持続的発展に向けて必要な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4		千葉県の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・2	5
5		新たな財源確保のあり方・・・・・・・2	9
6		宿泊税導入による県観光への影響・・・・・・・・・3	2
7		宿泊税の制度設計・・・・・・・・・・・・・・・・・3	5
8		市町村との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	5
9		使途の明確化(見える化)・・・・・・・・・・・・・・・・・4	8
1	0	) おわりに5	1
[	<b>(参</b>	\$考】	
	$\bigcirc$	)千葉県観光振興財源検討会議 委員名簿	
	0	)千葉県観光振興財源検討会議 開催実績	
	$\bigcirc$	)事業者及び市町村アンケート結果 (別冊資料)	

#### 1 はじめに

この「千葉県観光振興財源検討会議(以下「検討会議」という。)」は、 令和6年2月に提出された「千葉県の新しい観光振興に向けた研究会(以下 「研究会」という。)」の意見を踏まえ、千葉県が取り組むべき新たな観光振 興施策を実施するために必要となる財源について検討するために設置された。

先の研究会の意見では、千葉県観光の特徴として、首都圏に位置し、成田 空港や東京湾アクアラインを有し、多様な観光資源にも恵まれていることか ら、観光客数は全国的にも多い一方で、新型コロナウイルス感染症により大 きな打撃を受けたため、以下の課題が広域的に顕在化しているとされている。

- ① 人材不足により観光需要の増加を取り込めない事態が発生している。
- ② 人材・資金面等の課題により地域資源の磨き上げがなされないなど、新たな旅のスタイルへの対応が十分になされていない。
- ③ 成田空港を擁しながら大半は都内へ直行するため、県内周遊者は多くなく、インバウンド増加の経済効果が十分に及んでいない。
- ④ 地域の魅力発信、施設経営の効率化等にはデジタル技術の活用が効果的とされるが、人材・資金面等の課題により導入が十分に進んでいない。

これらの課題を解決し、「観光人材の確保・育成・定着」や「持続可能な 観光地づくり」、「インバウンドの推進」、「デジタル技術の活用」といった 分野で取り組むべき施策や、それを実施するために必要となる安定財源の確 保策等について、これまでこの検討会議において議論を重ねてきたところで ある。

このたび、その検討結果を取りまとめたので報告する。

#### 2 千葉県観光の現状と課題

(1) 千葉県観光の現状・課題

#### ア 研究会の整理

千葉県の観光の現状・課題について、研究会では以下のとおり整理されている。

#### 1 現状

千葉県は、多様な自然、農林水産物や豊かな食文化に加え、集客力の高いテーマパークやレジャー施設など、多くの観光資源に恵まれる。また、成田空港や東京湾アクアラインにより世界や国内の多くの都市と結ばれていることから、本県を訪れる観光客は多く、統計等を見ても全国的に上位に位置している。

#### 2 課題

感染症の収束に伴い観光客数が回復・増加に転じる一方で、個人旅行の 増加等による旅行ニーズの変化等により、千葉県においては、主に以下の 課題が広域で表面化してきている。

- ・ 観光・宿泊業界は、全国的にみても、収益性が低く、業務内容と比較して低賃金で、現場を支える人材の求職者が少ないという構造的な課題に加え、感染症の影響等により離職した人材の復職が十分でないことから、他業種と比較しても、人手不足感が特に高いとされている。
- ・ 人材・資金不足等から資源の発掘・磨き上げが行われず、新たな旅の スタイルへの対応が十分でない事例も見られる。
- 訪日客の大部分は都心に直行すると言われている。このため、県内 滞在時間は短く、県内周遊客もあまり多くなく、他地域と比較してイン バウンドの回復による経済効果は大きくないとの声も聞く。
- ・ 地域の魅力発信、観光・宿泊施設等の経営改善等には、デジタル技術 の効果的な活用も有効であるが、人材・資金不足や経営者意識の問題等 により、現時点での導入はあまり進んでいないとされる。

#### イ 千葉県の宿泊者数の状況

千葉県の延べ宿泊者数は、27,774 千人(令和5年)で、全国で7位となっている。新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年(2019 年)と比べると、令和5年(2023 年)は5.0%の減少と、ほぼ同水準まで大きく回復した。しかしながら延べ宿泊者数の内訳を見ると、日本人は0.5%の増加に対し、外国人は32.9%の減少であることから、日本人と比して外国人の回復が遅れているといえる。

外国人延べ宿泊者数のうち中国人を見ると、令和元年と比較して令和5年は、全国平均で63.4%の減少である一方、千葉県は83.8%の減少となっており、回復が遅れていることがわかる。

また、外国人延べ宿泊者数の国・地域別状況を見ると、千葉県では令和元年は中国が1位(40.0%)であるが、令和5年では中国は3位(9.8%)であり、大幅に割合を減らしている。

外国人平均泊数について見ると、延べ宿泊者数を実宿泊者数で割った 平均泊数は1.46日であり、全国平均(1.81日)より低くなっている。

【図表 1】 (1)延べ宿泊者数(都道府県別上位)

(単位:千人)

			総数			うち日本人			うち外国人		
					プラロ本人		ノらが国人				
		令和5年	令和元年	増減率	令和5年	令和元年	増減率	令和5年	令和元年	増減率	
1	東京都	99, 447	78, 982	25.9%	55, 810	49, 631	12.4%	43, 638	29, 351	48. 7%	
2	大阪府	50, 701	47, 428	6.9%	31, 946	29, 501	8.3%	18, 755	17, 926	4.6%	
3	北海道	39, 635	36, 983	7.2%	32, 503	28, 178	15.3%	7, 132	8, 805	-19.0%	
4	沖縄県	32, 880	32, 866	0.0%	28, 402	25, 115	13.1%	4, 478	7, 751	-42.2%	
5	京都府	32, 125	30, 750	4.5%	19, 992	18, 725	6.8%	12, 133	12, 025	0.9%	
6	神奈川県	28, 267	23, 884	18.4%	25, 041	20, 635	21.4%	3, 226	3, 249	-0.7%	
7	千葉県	27, 774	29, 229	-5.0%	24, 555	24, 431	0. 5%	3, 219	4, 798	-32.9%	
8	静岡県	21, 855	23, 429	-6.7%	20,810	20, 936	-0.6%	1,045	2, 494	-58. 1%	
9	福岡県	21, 124	20, 420	3.4%	16, 086	16, 158	-0.4%	5, 038	4, 262	18. 2%	
10	愛知県	18, 858	19, 338	-2.5%	16, 849	15, 704	7.3%	2,009	3, 634	-44.7%	
	全国	617, 475	595, 921	3.6%	499, 723	480, 265	4. 1%	117, 751	115, 656	1.8%	

		延	延べ宿泊者数			うち中国			うち中国以外		
		令和5年	令和元年	増減率	令和5年	令和元年	増減率	令和5年	令和元年	増減率	
	全国	95, 028	101, 306	-6. 2%	10, 911	29, 848	-63.4%	84, 116	71, 458	17. 7%	
1	東京都	34, 379	27, 959	23.0%	4, 272	7, 042	-39.3%	30, 107	20, 917	43.9%	
2	大阪府	15,670	15, 869	-1.3%	2, 335	6, 194	-62.3%	13, 335	9, 675	37.8%	
3	京都府	9, 950	8, 949	11.2%	1, 188	2, 454	-51.6%	8, 762	6, 495	34. 9%	
4	北海道	6, 185	7, 976	-22.5%	422	2, 164	-80.5%	5, 763	5, 811	-0.8%	
5	福岡県	4,630	3, 788	22.2%	322	556	-42.1%	4, 308	3, 231	33.3%	
6	千葉県	3, 131	4, 718	-33.6%	305	1, 889	-83.8%	2, 825	2, 829	-0.1%	
7	沖縄県	2, 537	5, 423	-53.2%	140	1, 147	-87.8%	2, 397	4, 276	-43.9%	
8	神奈川県	2, 424	2, 957	-18.0%	341	918	-62.9%	2, 084	2, 039	2.2%	
9	愛知県	1, 920	3, 577	-46.3%	268	1, 796	-85.1%	1,652	1, 781	-7.3%	
10	山梨県	1, 146	1,780	-35.6%	97	773	-87.4%	1, 049	1,007	4. 2%	

※従業員数10人以上の施設における宿泊状況

## ③外国人延べ宿泊者数の国・地域別状況(近隣都県等との比較)

(単位:%)

	千葉県			全国	E	東京	都	神奈月	川県
令和	1	台湾	15. 4	韓国	15. 0	アメリカ	15.3	アメリカ	19.8
	2	アメリカ	13.8	台湾	13. 9	中国	12.4	中国	14. 1
5	3	中国	9.8	中国	11.5	韓国	10.1	台湾	8.8
年	4	タイ	6. 5	アメリカ	11. 1	台湾	9. 5	韓国	6. 2
	5	韓国	6. 2	香港	7. 1	香港	5. 6	香港	5.3
	千葉県			全[	E	東京	都	神奈月	川県
令	1	中国	40. 0	中国	29. 5	中国	25. 2	中国	31.0
和	2	台湾	12. 2	台湾	13. 3	アメリカ	12.3	アメリカ	14. 9
元	3	アメリカ	7. 3	韓国	9.6	台湾	7. 7	台湾	5.9
年	4	タイ	6. 7	アメリカ	7. 2	韓国	6. 1	韓国	4.6
	5	韓国	4. 1	香港	6. 9	香港	4. 7	イギリス	3.8

# ④外国人平均泊数(令和5年 都道府県別上位等) (単位:千人)

順位	都道府県	延べ宿泊者	実宿泊者数	平均泊数
1	東京都	43, 638	19, 752	2. 21
2	沖縄県	4, 478	2, 248	1.99
3	京都府	12, 133	6, 171	1.97
4	大阪府	18, 755	10, 289	1.82
	全 国	117, 751	65, 060	1.81
5	新潟県	345	200	1.73
10	北海道	7, 132	4, 462	1.60
11	神奈川県	3, 226	2,032	1. 59
15	福岡県	5, 038	3, 300	1.53
18	千葉県	3, 219	2, 207	1.46

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」より調製

#### (2) 宿泊事業者・市町村が抱える課題

検討会議での検討状況等を踏まえ、宿泊事業者及び市町村へアンケート を実施した。

アンケート結果及び委員の意見から、観光・宿泊業界の厳しい人手不足、 人手不足や物価高騰による経営の悪化、施設の老朽化等の状況がわかった。 また、インバウンドの取り込みやデジタル化の推進に課題があること、 観光客の旅行スタイルの変化への対応が求められていることもわかった。

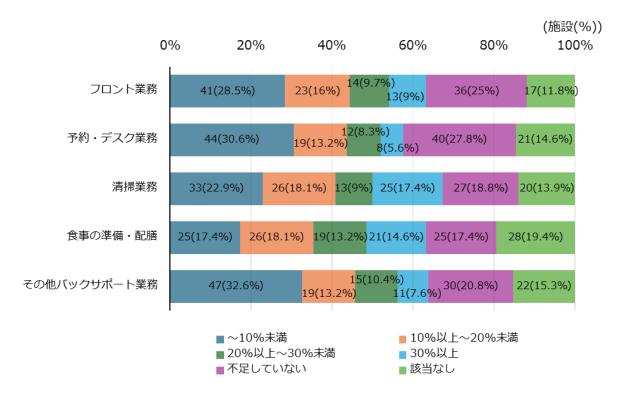
#### ア 宿泊事業者が抱える課題

「人手不足の状況」について、人手が不足している(「不足していない」 「該当なし」以外の回答)と回答した割合は、フロント業務は 63.2%、 予約・デスク業務は 57.6%、清掃業務は 67.4%、食事の準備・配膳は 63.2%、 その他バックサポート業務は 63.9%であった。

宿泊施設の課題については、「物価高騰や人手不足等により悪化している経営を改善したい」(53.5%)、「施設の快適性や利便性を向上させたい」(88.2%)、「アプリ、ウェブサイトの活用等による効果的な情報提供を行いたい」(60.4%) が 50%を超えた。

#### 【図表2】人手不足の状況

問. 実際に必要と考える人数を母数として、何%くらい人手が不足していますか。



# 【図表3】

宿泊施設の課題	回答数	割合
物価高騰や人手不足等により悪化している経 営を改善したい	77	53.5%
外国人材を雇用したいため、雇用の方法等の 情報を取得したい	12	8.3%
職場環境等を改善したい	64	44.4%
職員のおもてなし研修等の研修を実施したい	36	25.0%
省力化のためロボット等を導入したい	36	25.0%
施設の快適性や利便性を向上させたい	127	88.2%
車いす利用者や高齢者に配慮した施設のバリ アフリー化を進めたい	34	23.6%
外国人向けの情報発信を行いたい	57	39.6%
外国人向けの施設整備を進めたい	50	34.7%
外国人対応できる職員がいない、少ないため 増やしたい	56	38.9%
アプリ、ウェブサイトの活用等による効果的 な情報提供を行いたい	87	60.4%
デジタル技術を活用した業務効率化を進めた い	68	47.2%

# イ 市町村が抱える課題

市町村における宿泊・観光業の課題については、「宿泊事業者の人手不足」(57.8%)、「観光事業者の人手不足」(57.8%)、「区域内に人気の観光資源がない」(53.3%)が50%を超えた。

# 【図表4】

宿泊・観光業の課題	回答数	割合
宿泊事業者の人手不足	26	57.8%
観光事業者の人手不足	26	57.8%
区域内に人気の観光資源がない	24	53.3%
宿泊施設の老朽化	14	31.1%
観光施設の老朽化	16	35.6%
外国人向け多言語対応の遅れ	21	46.7%
宿泊施設のデジタル化の遅れ	6	13.3%
観光施設のデジタル化の遅れ	14	31.1%
その他(自由記載)	10	22.2%

# ウ 委員の主な意見

- ・ 深刻な人手不足で、需要に完全に供給が追い付いていない、機会喪失 になっている。また、後継者不足、人口減少により従業員の確保が非常 に困難である。
- ・ コロナ 5 類移行後は宿泊者が回復傾向にあるが、原材料等のコスト高 で売り上げが増加しても収益が上がらない。
- ・ 東日本大震災以降令和元年房総半島台風や昨年の大多喜町の水害の ほか、新型コロナ感染症の影響で小規模宿泊事業者の経営状況は大変 厳しい。
- ・ 施設の老朽化が目立つ。
- ・ 空港からのアクセスの問題により、現状千葉県南部でのインバウンド の需要があまりない。
- ・ アクアライン・館山自動車道などの整備により日帰りで行ける旅行先 というのが千葉県のイメージである。
- 個人旅行の増加等、観光客のスタイルが大幅に変わってきている。
- ・ 低価格の宿泊事業者と、おもてなし料理等に重点を置いた高価格帯の 宿泊事業者に両極化している。

#### 3 持続的発展に向けて必要な施策

上述のとおり、千葉県は、人材確保やインバウンドの回復を見据えた取組、新たな旅のスタイルへの対応等、喫緊の課題を抱えている一方で、圏央道の全線開通、成田空港の機能強化が予定される等、千葉県にとって変革のタイミングを迎えている。

こうした点を踏まえ、観光・宿泊事業者、市町村等の関係団体と連携の上、 千葉県が主体となって広域かつ中長期にわたって継続的に実施すべき施策に ついて議論した。

#### (1) 取組の方向性と推進主体

#### ア 取組の方向性と推進主体

千葉県では上述の課題に速やかに対応し、持続可能な観光振興を図るため、研究会において、必要な取組について議論を行ったところである。 今回、研究会の報告も踏まえ、取組の方向性と推進主体について 下記のとおり整理を行った。

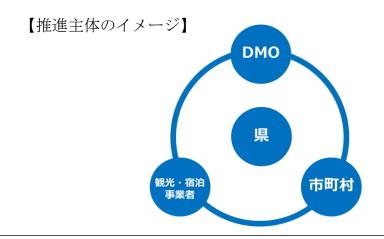
# 【取組の方向性と推進主体】

- 1 取組の方向性
  - ①観光人材の確保・育成・定着
  - ②持続可能な観光地づくり
  - ③インバウンドの推進
  - ④デジタル技術の活用

# 2 推進主体

・ 観光地域づくり法人\*(DMO)の設立

\*地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と 協同しながら、戦略を策定・実施するための調整機能を備えた法人



#### イ 委員の主な意見

- 人手不足解消のため、賃金引上げ、住環境整備、福利厚生の充実や 外国人材の活用が必要。
- ・ 様々な観光地域インフラが老朽化しており、ハード整備が必要。
- ・ 広域的な観光誘客、宿泊客の増加策、二次交通の充実が重要である。
- ・ インバウンドについては、外国人旅行者を受け入れていくため、ICT インフラやキャッシュレス対応が必要。
- ・ レジシステムや予約管理システム等、宿泊施設の DX 化の支援が必要。

#### (2) アンケート調査結果

上記整理及び検討会議での議論に基づき、宿泊事業者・市町村が活用したい事業、市町村の現状の取組等について、アンケート調査を実施した。

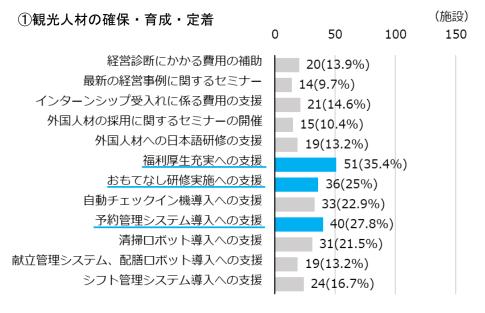
#### ア 宿泊事業者が活用したい事業

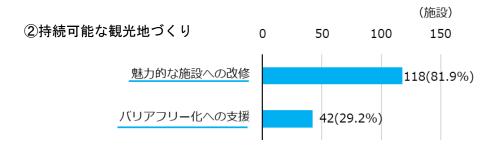
「観光人材の確保・育成・定着」については、「福利厚生充実への支援」が 35.4%、「予約管理システム導入への支援」が 27.8%、「おもてなし研修 実施への支援」が 25.0%であり、上位3つであった。

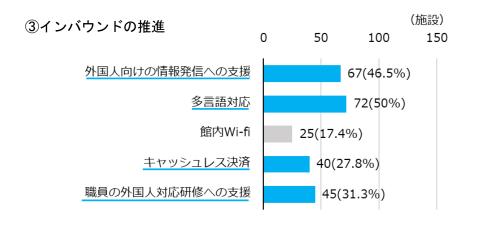
「持続可能な観光地づくり」「インバウンドの推進」「デジタル技術の活用」については、館内 Wi-fi 以外の事業の活用希望は 25%を超えた。

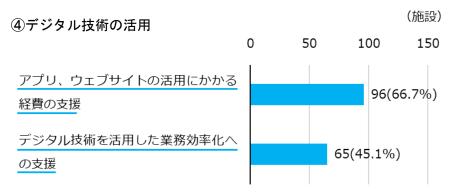
特に「魅力的な施設への改修」が 81.9%と高く、「アプリ、ウェブサイト の活用にかかる経費の支援」が 66.7%、「多言語対応」が 50.0%と、活用 希望が 50%を超えた。

#### 【図表5】









## イ 市町村の状況

# (ア) 市町村の現状の取組

現在実施している観光振興事業については、「観光パンフレット・ポスターによる PR」が 97.8%で、「国内向けプロモーション」「近隣市町村と連携した周遊企画」も 50%を超えた。

#### 【図表6】

実施している観光振興事業	回答数	割合
国内向けプロモーション	30	66.7%
海外向けプロモーション	15	33.3%
教育旅行支援	9	20.0%
観光パンフレット・ポスターによるPR	44	97.8%
近隣市町村と連携した周遊企画	25	55.6%
宿泊支援	4	8.9%
その他(自由記載)	5	11.1%
該当なし(事業なし)	1	2.2%

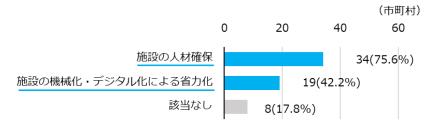
# (イ) 市町村が活用したい事業

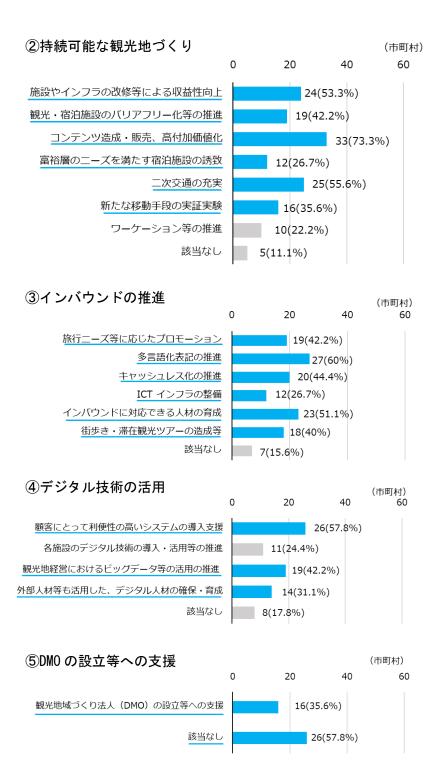
「ワーケーション等の推進」、「各施設のデジタル技術の導入・活用等の推進」以外の事業の活用希望は25%を超えた。

特に「施設の人材確保」が 75.6%、「コンテンツ造成・販売、高付加価値化」が 73.3%、「多言語化表記の推進」が 60%と、活用希望が 60%を超えた。

#### 【図表7】

①観光人材の確保・育成・定着





#### (ウ) その他の意見

アンケートでは、複数の市町村から宿泊税の一部を市町村へ分配するよう、要望があった。意見の中には「地域に合った取組みに柔軟に対応できる運用」や「補助金ではなく、交付金として各市町村の自由度を高くしてほしい」という声もあった。

- (3) 千葉県の観光振興に必要となる施策及び市町村・DMOへの支援
  - ア 千葉県の観光振興に必要となる施策

県と市町村の現状の取組、「事業者及び市町村へのアンケート」結果及び検討会議での議論を踏まえ、県が新たに取り組む必要があると考えられる観光振興施策の整理を行った。

これらはあくまでも現段階で想定している使途の方向性であり、税の導入後、毎年度の予算編成の中で事業を構築し、県議会の議決を経た上で決定するものである。また、今後、観光・宿泊事業者へのヒアリングや市町村との協議等により、詳細を検討していく必要がある。

# 【千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模】 約45億円

- 1 取組の方向性 約32.5億円
  - ①観光人材の確保・育成・定着 約11億円
    - 観光地経営人材の支援等
    - 観光産業人材の支援等
    - ・ 実務人材の確保等
  - ②持続可能な観光地づくり 約14億円
    - ・ 観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ
    - 観光資源の有効活用等
    - 二次交通等
    - 宿泊・滞在を延ばす取組
  - ③インバウンドの推進 約4億円
    - ・ 効果的かつ効率的なプロモーションの展開
    - ・ 受入環境の充実
    - 県内周遊の促進及び旅行消費額の増加
  - ④デジタル技術の活用 約3.5億円
    - 観光客のニーズに合った情報提供等
    - ・ 経営効率化のための活用
    - ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等
    - ・ デジタル人材の確保・育成
- 2 市町村、DMOへの支援 約11億円
  - ①市町村が行う地域ならではの取組の推進
    - ・ 上記取組に合致する市町村が行う地域ならではの取組の支援
  - ②DMOの設立支援、DMOが行う地域ならではの取組の推進
    - ・ 上記取組を推進していくための観光地域づくり法人(DMO) の設立等の支援
    - ・ 上記取組に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援
- 3 宿泊税事務の適正な運営 約1.5億円

# ① 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

取組の方向性	施策
観光地経営人	◆観光地経営人材の育成支援事業
材の支援等	大学等が実施する、観光産業における経営やマネジメントを担う人材
	の育成に向けた教育プログラムの開発及び実施運営
	◆魅力ある観光地を形成するためのDMOの人材確保支援事業
	高付加価値コンテンツの開発や、専門的知見や外国人目線を有する
	外部専門人材の登用に係る費用を支援
観光産業人材	◆アドバイザーを活用した観光事業者支援事業
の支援等	アドバイザーの助言を受けて行う経営の改善、新しい事業の展開、
	事業承継等に関する取組を支援
実務人材の確	◆観光地域づくり人材確保・育成事業
保等	求職者と事業者のマッチング、視察バスツアーの実施、調理師専門学
,, ,	生等の特定の分野の学生に向けた体験事業の実施、SNSによる千葉県
	観光人材イメージアップ等により人材の確保を行うとともに、従業員
	へおもてなし研修を実施しお客様対応力の向上を推進
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	◆スポットワーカーの活用支援事業
	スポットワーカーの活用に向けた短時間業務の創出等の業務の見直し
	の伴走支援や、スポットワーカーと事業者のマッチングを支援
	◆外国人材の観光・宿泊業への就職・育成推進事業
	国内専門学校や人材送り出し国との関係構築・連携した外国人材の
	確保や、インターンシップ受け入れや就業環境整備等、外国人材の
	採用及び定着に係る経費の支援をするとともに、観光・宿泊業に従事
	する外国人材向けの日本語研修等を実施
	y was partially a state of the
	◆定着に向けた従業員の福利厚生充実の支援事業
	雇用の安定を図るため、従業員用の寮の整備や研修制度を設ける等、
	従業員の福利厚生の改善に取り組む観光・宿泊事業者の支援を行うと
	ともに、地域ぐるみで従業員の勤務・生活環境の改善に努める地域を
	支援
	◆観光・宿泊業の人材不足解消のための設備整備事業
	観光・宿泊業の人材不足解消に向け、設備投資などの効率化を通じ、
	人材の効果的な配置とサービス水準向上を強化する取組を支援
	(想定例)
	受付・案内・掃除・運搬を自動で行う業務用ロボットの導入
	自動精算・自動チェックインシステム、施錠管理システムの導入
	HOTHER HOUSE TO SEE THE PROPERTY SEE THE SEE T

# ② 持続可能な観光地づくり 約14億円



取組の方向性	施策
観光客のニー	◆収益性向上に向けた観光地・施設の整備促進事業
ズの把握と地	宿泊施設等の改修、廃屋の撤去、統一した街並みや景観の創出、
域の多様な資	古民家再生による新事業の創出等により、地域・産業の収益性を向上
源の磨き上げ	するための取組を支援
	◆ユニバーサルツーリズム推進事業
	宿泊施設等のバリアフリー化や研修の実施、バリアフリー情報発信
	強化等により、ユニバーサルツーリズムを強力に推進
観光資源の有	◆千葉ならではのコンテンツ開発・ツーリズム推進事業
効活用等	多様な地域資源を組み合わせた魅力あるコンテンツ開発・販売まで
	一貫した伴走支援や大胆なハード整備等により、千葉ならではの
	ツーリズムの推進を支援
	◆MICE誘致の推進事業
	国際会議やインセンティブなどのMICE誘致を推進。また、
	MICEの開催において重要度が高まっているサステナビリティの取
	組及びユニークベニューを活用した会議やレセプション等を支援。
	合わせて、MICEの誘致・開催に係る専門的なスキルを持った人材
	の育成を支援
	   ◆富裕層のニーズを満たす観光・宿泊施設の誘致に向けた環境整備
	事業
	今までにない体験の提供等を行う企業が新たに千葉県に立地する際
	に、周辺環境の整備等の支援を実施し、地域の開発を推進
二次交通等	◆観光地へのアクセス向上事業
	個人旅行者に向けた主要観光地を周遊するバス・タクシーの運行やレ
	ンタカーの割引等により観光地へのアクセス向上を支援
	◆公共交通機関情報のデータ化等による利用促進事業
	公共交通機関情報のデータ化促進等により簡単に目的地までの経路の
	検索が可能になるとともに、公共交通機関のアプリなどとの連携によ
. I. S.F. SWEET	り旅ナカ等でのプロモーションを実現し、千葉県の周遊を促進
宿泊・滞在を	◆ナイトタイムエコノミー等による宿泊促進支援事業
延ばす取組	地域でのナイトタイムエコノミーの実施や平日や閑散期に訪れた旅行
	者に対する特典等により、宿泊の平準化や促進を支援
	▲粉杏按行竺利田促准東娄
	<ul><li>◆教育旅行等利用促進事業</li><li>県内を周遊する教育旅行等に対し、バス借り上げ費用や宿泊費を支援</li></ul>
	旅いで向姓りの歌月旅刊寺に刈し、八今宿り上り賃用や伯相貸を又抜   
	   ◆千葉県型ワーケーションの推進事業
	▼ 1 未が至り
	の誘客に取り組む宿泊施設のソフト・ハード整備を支援

# ③ インバウンドの推進 約4億円



<b>歩</b> の かとかり	+1-75
取組の方向性	施策
効果的かつ効	◆国・地域別の戦略的なインバウンド誘客促進事業
率的なプロモ	今までターゲットにできなかったエリアも含め、市場の特性に合わせ
ーションの展	て、本県ならではのコンテンツの情報発信等をすることで、観光地と
開	しての認知度の向上を図り、本県への外国人観光客の誘客を促進
	(想定例)
	ビッグデータを活用した分析によるターゲットエリア・レップの
	拡大
	   外国人インフルエンサーを活用したSNS等による魅力発信
	◆海外OTA活用支援事業
受え環境の女	7.00 = 3.1 H. 1. C. I.C. C.
2 47 11122 22	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
<del>美</del> 	
	(12)
	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	キャッシュレス決済端末の導入
	観光エリアにおけるFree Wi-Fiの整備を支援
	外国人観光客の誘致を促進するため、自然、歴史、食、文化等の観光
	コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成
県内周遊の促	◆千葉への周遊・宿泊促進に向けた広域周遊ツアー造成支援事業
進及び旅行消	千葉県への周遊・宿泊の促進に向けた、近隣自治体と連携した広域周
費額の増加	遊ツアー等の造成の伴走支援や、成田国際空港の利用者の県内周遊・
	宿泊の促進
進及び旅行消	◆海外OTA活用支援事業 インバウンド促進や観光消費の拡大を図るため、宿泊事業者や着地型 観光商品を販売する県内事業者に対して、更なる海外OTAの活用 支援を行うとともに、宿泊施設や本県着地型観光商品の認知度向上や 販売数増加を促進 ◆宿泊施設等のおもてなし環境整備促進事業 宿泊施設等における多言語化、IT環境の整備やキャッシュレス決済 端末の導入等、利用者の利便性向上につながる施設整備を支援 (想定例) 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応 館内及び客室内におけるWi-Fi整備 キャッシュレス決済端末の導入  ◆観光エリアのFree Wi-Fi 設置促進事業 観光エリアにおけるFree Wi-Fiの整備を支援  ◆観光エリアにおけるFree Wi-Fiの整備を支援  ◆観光オイドの育成事業 外国人観光客の誘致を促進するため、自然、歴史、食、文化等の観光 コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成  ◆千葉への周遊・宿泊促進に向けた広域周遊ツアー造成支援事業 千葉県への周遊・宿泊の促進に向けた、近隣自治体と連携した広域周遊ツアー等の造成の伴走支援や、成田国際空港の利用者の県内周遊・

# ④ デジタル技術の活用 約3.5億円



<ul> <li>取組の方向性</li> <li>観光客のニーズに合った情報提供を行うためのツルの導入等を伴走支援</li> <li>(想定例)</li> <li>旅マエ〜旅ナカ〜旅アトの一連の流れに対応した情報発信旅マエ:ウェブサイトの充実旅ナカ:リアルタイム観光スポット提案サービス旅アト:リピート促進のためのマーケティング</li> <li>◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入伴走支援(想定例)</li> </ul>	
<ul> <li>一ズに合った情報提供を行うためのツルの導入等を伴走支援(想定例) 旅マエ〜旅ナカ〜旅アトの一連の流れに対応した情報発信旅マエ:ウェブサイトの充実旅ナカ:リアルタイム観光スポット提案サービス旅アト:リピート促進のためのマーケティング</li> <li>◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入伴走支援(想定例)</li> </ul>	
た情報提供 等  ルの導入等を伴走支援 (想定例) 旅マエ〜旅ナカ〜旅アトの一連の流れに対応した情報発信 旅マエ:ウェブサイトの充実 旅ナカ:リアルタイム観光スポット提案サービス 旅アト:リピート促進のためのマーケティング  ◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業 観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入 伴走支援 (想定例)	_
<ul> <li>(想定例)</li> <li>旅マエ〜旅ナカ〜旅アトの一連の流れに対応した情報発信 旅マエ:ウェブサイトの充実 旅ナカ:リアルタイム観光スポット提案サービス 旅アト:リピート促進のためのマーケティング</li> <li>◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業 観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入 伴走支援 (想定例)</li> </ul>	
旅マエ〜旅ナカ〜旅アトの一連の流れに対応した情報発信 旅マエ:ウェブサイトの充実 旅ナカ:リアルタイム観光スポット提案サービス 旅アト:リピート促進のためのマーケティング ◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業 観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入 伴走支援 (想定例)	
旅マエ:ウェブサイトの充実 旅ナカ:リアルタイム観光スポット提案サービス 旅アト:リピート促進のためのマーケティング ◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業 観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入 伴走支援 (想定例)	
旅ナカ:リアルタイム観光スポット提案サービス 旅アト:リピート促進のためのマーケティング  ◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業 観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入 伴走支援 (想定例)	
旅アト:リピート促進のためのマーケティング  ◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業 観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入 伴走支援 (想定例)	
◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業 観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入 伴走支援 (想定例)	
観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入 伴走支援 (想定例)	
伴走支援 (想定例)	
(想定例)	を
予約・決済等一括対応サービス・アプリ	
フロント呼出・ルームサービス注文・情報閲覧等客室システムの	
導入	
経営効率化 ◆デジタル化による業務効率化支援事業	
のための活 観光・宿泊事業者が I T等の専門家の助言を受けて行う、デジタル	技
用 術による業務効率化やサービス向上の取組を支援	
(想定例)	
ビッグデータを活用したマーケティング・販売促進・新サービス	
創出	
管理業務の効率化を図る業務管理システムの構築・導入	
販売実績の分析等が可能な顧客管理システムの構築・導入等	
ビッグデー   ◆観光地における観光DX推進事業	
<b>タ等の活用</b> 県のデータ管理プラットフォーム (DMP) で収集した情報	の
による観光 DMO・事業者等への提供、データ活用に向けた研修の実施及	び
地経営の効 DMOと事業者間の連携強化支援により観光DXを強力に推進	
率化等	
デジタル人 ◆観光・宿泊DX人材の確保・育成支援事業	
材の確保・ 副業・兼業人材の活用による観光・宿泊DX人材の確保や、研修	
<b>育成</b> 機会の提供によりリスキリングを促進	カ

# イ 市町村・DMOへの支援

アンケートでは、複数の市町村から宿泊税の一部を市町村へ分配するよう要望があったことから、市町村・DMOに期待される役割、支援の方法について整理を行った。

## (ア) 市町村・DMOに期待される役割

県と市町村・DMOが連携して観光振興を推進していく観点から、 県の観光振興施策の方向性と合致する市町村やDMOの取組については、 宿泊税財源のうち一定割合(1/4 程度)を、市町村またはDMOが主体 となって行う事業の支援に活用できる形とした。

また、県及び市町村・DMOに期待される役割及び支援策について、 ①県は広域的、②市町村・DMOは地域的な取組を実施する観点から、 以下のとおり整理を行った。支援の対象事業については、今後市町村と 協議して詳細を詰めていく必要がある。

#### 【県及び市町村・DMOに期待される役割】

#### 県

- ・ 観光人材の確保・育成・定着
- ・ 県内全域・広域的な観光地域づくり
- 持続可能な観光地域づくりに 取り組む観光・宿泊事業者の取 組支援
- 新たな観光振興施策に取り組む県内市町村・DMOの支援

#### 連携

# 市町村・DMO

- ・ 地域のブランディング
- ・ 景観の維持や美しい街並み、 良好な都市景観の形成・保全のほか、観光地の創設・再整備など
- 地域の賑わいづくりのための 観光コンテンツ企画
- ・ 近隣市町村と連携した周遊ルート企画造成
- 他地域と連携した誘客のための プロモーション
- 上記事業のために行う地元関係 事業者との調整

市町村・DMOが行う地域における取組への支援 約11億円



#### 施策

# ◆地域における美しい観光地づくり促進事業(ハード事業)

統一した街並みや、美しい景観創出のために行う観光施設の改修や廃屋撤去等の支援

# ◆地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツ企画造成事業(ソフト事業)

新たな観光客の掘り起こしのために行う、観光コンテンツの企画造成 上記に伴い実施するプロモーション活動等の支援

#### ◆DMO(地域DMO・地域連携DMO)の設立・運営支援事業

DMO本登録に必要な専門人材の育成講座の実施

DMOの安定した運営のための必要な支援

# (イ) 市町村への支援の方法の整理

市町村への支援の方法については、補助金と交付金におけるメリット・デメリットについて、以下のとおり整理を行った。

#### a 補助金

補助金とは、県の用意する補助事業メニューに即して市町村が主体となって実施する事業に対し、一定割合を県宿泊税財源から補助する方法である。

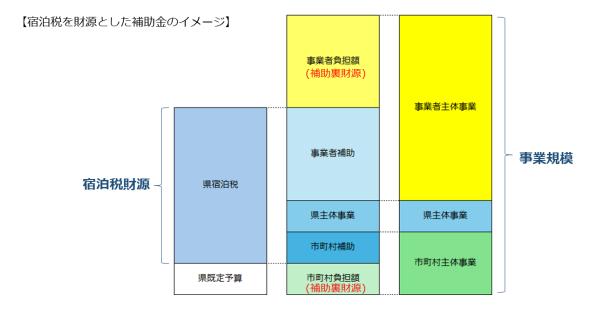
#### (a) メリット

- ・ 県が考える観光振興施策の実現に資する市町村事業を促進することができる。
- ・ 宿泊税財源よりも多額の事業規模を実施することができる。
- ・ 市町村における財源の使途を把握できる。(明確化)
- ・ 真に必要とする観光需要に即して宿泊税財源を効率的に配分できる。
- 市町村にも一般財源等による負担が発生するため、事業の効果について市町村が主体となって説明することが求められる。

#### (b) デメリット

- 市町村側に補助裏財源の負担が発生する。
- 県の補助金交付に関する事務負担が大きい。

#### 【図表8】



#### b 交付金

交付金とは、一定の配分基準に基づいて、市町村に交付金を配分する 方法である。

#### (a) メリット

- ・ 一定の算定基準に基づき交付金額が市町村間で公平(明確) である。
- 使途に関して市町村の自由度が高い。
- ・ 県の交付金配分に関する作業負担は少ない。

#### (b) デメリット

- ・ 機械的な配分により、真に必要な観光行政需要と交付金額が必ず しも一致しないため、資源の効率的な活用が図られない恐れがある。
- ・ 観光振興施策か明らかでない事業や、既存一般財源の置き換えに 充当される可能性も否定できない。
- 効果が薄いと思われる観光振興事業であっても、交付金がある 限り継続する恐れがある。
- 予算消化の観点で、効果の見込めない事業にも充当される恐れが ある。

#### 【事例】福岡県宿泊税交付金

- 1 制度
- 交付対象者: 県内市町村(独自に宿泊税を課す市町村を除く)
- 交付対象事業:
  - ①令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業
  - ②①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業
  - ③①または②の事業を実施するため、基金に積み立てる事業 (基金積立年度の翌々年度末までに実施する事業に限る) ※基金積立年度の翌々年度末に基金残高が生じる場合は、県へ返還
- 配分基準
  - ①県税収入の一部を市町村(導入団体除く)へ交付 (宿泊者数と旅行者数を考慮して配分し、配分項目のウェイトは 「宿泊者数:旅行者数=80:20」)
  - ②県全体の観光の底上げを図る観点から最小交付金額は50万円

出典:福岡県宿泊税検討委員会報告書 (令和5年9月)から調製

# 2 福岡県宿泊税交付金の調査

福岡県宿泊税交付金について、福岡県にヒアリングを行い、概要等について整理を行った。

- (1) 福岡県宿泊税交付金の事務フロー
  - ①県が福岡県宿泊税交付金交付要綱で定められた基準に基づき<u>内示</u> 額\*を決定
  - ②県が市町村に内示額を通知
  - ③市町村が内示額の範囲内で交付申請
  - ④交付決定\*\*
  - ⑤実績報告、額の確定

# \* 内示額について

- ・ 宿泊者数による配分と、宿泊者の一定割合が宿泊地以外の県内 他地域を訪問していることから旅行者数による配分を行う。
- ・ 宿泊者の2割が宿泊市町村以外の県内他市町村を訪問している という分析結果に基づき、「宿泊者数:80%、旅行者数:20%」で配 分する。

# \*\*交付決定について

- ・ 既存事業の単なる財源の振り替えとなっていないか等、審査した上で交付決定を行う。
- ・ 定期的な進捗報告は求めていないが、県が市町村向けに交付金 活用のQ&Aを作成し、適宜協議を受け付けている。

#### (2) ヒアリング結果

①福岡県が交付金を実施した目的

県全体の観光の底上げを図る観点から、市町村が それぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、宿泊税を財源として市町村に対して支援を行っている。

#### ②使途の明確化

交付申請、実績報告書の確認により、市町村の使途や実績を把握 できる体制を構築している。

⇒県は、市町村が主体となった地域ならではの施策の創出を把握できており、市町村からも交付金の評価は高い(県が市町村向けに実施したアンケート調査より)。

#### 【参考】

市町村への交付金とは別に、県が進めたい施策については、市町村を 対象とする宿泊税を財源とした補助金も実施し、観光振興を促進してい る。

例) 市町村が行う広域サイクリングルートの案内板、 路面表示整備に対する補助

#### (ウ) 市町村への支援の方法の素案

福岡県宿泊税交付金の調査や、補助金と交付金におけるメリット・ デメリットを踏まえて、市町村への支援の方法の素案について、以下の とおり整理を行った。

- ・ 千葉県においても県と市町村が観光振興の方向性を共有し、県全体 の観光の底上げを図る必要がある。
- ・ 支援制度は、市町村の事情に応じて幅広く活用できる形とし、地域 ならではの自主的な施策を促進していく。
- ・ 補助率の柔軟な設定により補助裏負担を不要とするなど、市町村の 負担にも配慮しつつ、市町村の自主性を尊重しながら観光行政需要に 応じた配分ができるよう、支援方法の検討を行っていく。

#### ウ 委員の主な意見

(ア) 千葉県の観光振興に必要となる施策について

- ・ 使途の素案について、千葉県が取り組むべき観光振興施策の方向性は、 基本的には妥当である。
- ・ 県の観光振興の長期的な方針、グランドデザインに基づき、使途を 決める必要がある。
- ・ 県全体をマーケティングする、マネジメントするDMOが必要である。 そのDMOが地域DMOとも連携しながら、県の観光ビジョンに沿った 形での観光振興を進めていくことが大切である。
- ・ 戦略を立てるときは効果測定のための指標を設定し、効果検証も セットで行うことが必要である。
- ・ 事業者への支援について、県の業務量が増大になることが見込まれる が、適正に事務を実施するためにもしっかりと体制を整えていただきた い。

#### (イ) 市町村への支援の方法の素案について

- ・ 市町村・DMOへの支援の考え方の方向性は、基本的には妥当である。
- ・ 補助金、交付金のメリット、デメリットは一長一短であり、市町村の 意見をもう一度伺うべき。
- 市町村への支援についても、効果検証を念頭において実施する必要がある。
- ・ 補助裏負担を不要とするということは、補助率 100%ということになる。 補助金の基本的な考え方からすれば、県が主体となる事業を市町村に委 託する場合であれば補助率 100%もありうるが、市町村が主体となる事業 に対する補助金であれば、補助率 100%は考えにくい。ある程度の負担を 市町村自身でしてもらう必要がある。
- ・ 補助金にすると、県に相当な事務負担が発生し、申請や決定を考慮すると、第一四半期は事業を開始できない事態に陥る可能性もある。仮に、補助金で実施する場合は、県職員だけでなく、専門的な外部人材の活用等の検討が必要である。一方、交付金については、観光振興につながりにくい事業や効果測定ができない事業に活用される恐れもあるが、その場合次年度の交付を減額すること等も考えられる。
- ・ 素案の「補助率の柔軟な設定」について、恣意的な運用にならないように、例えば市町村の財政力指数等を考慮する等、検討していく必要がある。
- ・ 交付金であっても、市町村が主体となる事業に対する交付である場合、 必要性の低い事業に使われることがないよう、一定の自己負担を求める べきである。
- ・ 補助裏負担は、県と市町村の観光振興の方向性が合致していることを 条件に、市町村の自由度を考慮し、決定していく必要がある。
- ・ 租税輸出の問題を踏まえると、宿泊者数、旅行者数に応じて交付金が 市町村に交付されていくことが望ましい。一方で、効果検証の面では 補助金の方が実施しやすい。両者の良いところ取りの仕組みが作れれば 一番良い。
- ・ 市町村ごとに独自で課税して上乗せすることを柔軟に認められるよう な制度設計であれば、交付金のような形で全ての自治体に還元すること はそこまで考えなくても良い。

#### (4) 結論

- 1 千葉県の観光振興に必要となる施策について
  - ・ 使途の素案について、方向性は、基本的には妥当である。具体的な 施策の検討にあたっては、今後、観光・宿泊事業者や市町村等の意見を 踏まえて、詳細を詰めていく必要がある。
  - ・ 千葉県が取り組むべき観光振興施策は、長期的な基本方針(グランド デザイン)に基づいて実施する必要があり、また、適切な効果検証を 行っていくことが求められる。
  - 宿泊税の導入により、補助事業をはじめとして事業規模が増大することを見込んだ県の人員体制の確保が必要である。
- 2 市町村への支援の方法について
  - ・ 市町村への支援の方法については、補助金、交付金のメリット、デメ リットを踏まえつつ、市町村の意見も聞きながら設計していく必要があ る。 設計については特に以下の点に留意する必要がある。
    - ▶ 使途の明確化や、効果検証を意識した制度とすること。
    - → 効果の見込めない事業に充当されることを防ぐために、一定の 自己負担を求めることも検討が必要。
    - ➤ 県の事務負担を考慮し、執行にあたっては、外部人材の活用も 検討すること。

## 4 千葉県の財政状況

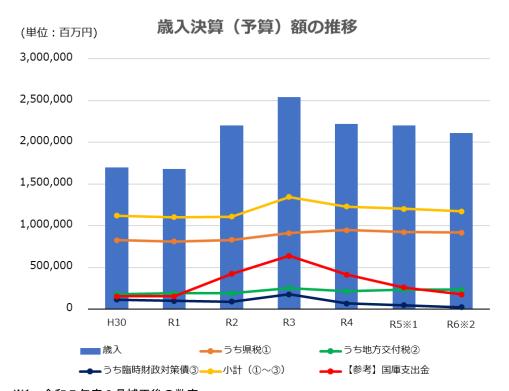
## (1) 歳入の状況

千葉県の一般会計決算について、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の平成30年度から令和元年度までの間は、歳入決算額が1.6兆円余りであったが、感染症が拡大した令和2年度から令和4年度は、感染症対策の財源として、多額の国庫支出金等の歳入が生じた結果、歳入規模は2.2兆円から2.5兆円に増大した。

また、令和3年度以降、県税収入が0.9兆円水準で推移している一方で、令和3年度から令和4年度にかけて臨時財政対策費として普通交付税の追加交付があったため、一般財源が増加した。

なお、令和5年度以降、国庫支出金は感染拡大以前の水準に戻りつつある。

#### 【図表9】

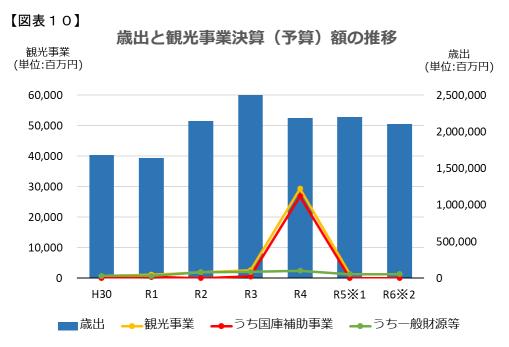


- ※1 令和5年度2月補正後の数字
- ※2 令和6年度当初予算の数字

#### (2) 歳出の状況

歳出については、令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応に係る 飲食店への協力金や、対応する医療機関への補助金などの支出が増加した ことにより、歳出規模が2.5兆円に増加した。

また、観光事業では、令和4年度に国庫支出金を活用した「千葉とく旅キャンペーン」事業(279 億円)を実施したため、大幅に事業費が増大したものの、令和5年度以降は、全体で13億円余りと、感染拡大以前の水準(令和元年度で11.6兆円)に戻りつつある。



※1 令和5年度2月補正後の数字※2 令和6年度当初予算の数字

#### (3) 歳出と内訳(人件費・扶助費・公債費・建設事業費)

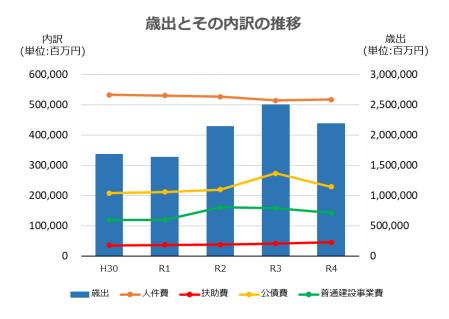
歳出の内訳について性質別で見た場合、人件費は平成30年度以降0.5兆 円超の水準で微減しつつ推移している。

扶助費は平成30年度(354億円)以降毎年増加し、令和4年度は452億円となっている。

公債費は令和3年度に将来の県債の償還に充てるための基金への積み立てを行った結果、一時的に増加(2,736億円)したが、令和4年度(2,289億円)は感染症拡大以前の水準に戻りつつある。

投資的経費の大部分を占める普通建設事業費は、令和2年度に房総半島 台風に係る被災施設復旧事業等により増大(1,609 億円)したが、令和4 年度は1,422 億円で推移している。

【図表11】



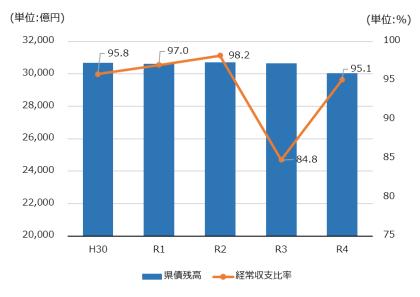
# (4) 県債残高と経常収支比率

県債残高は、平成30年度以降3.0兆円の水準で推移している。

経常収支比率は、令和3年度に将来の県債償還財源として普通交付税が 追加交付されたことなどにより、84.8%と一時大幅に低下したものの、 令和4年度は95.1%と感染拡大以前の水準に戻りつつある。

【図表12】





#### (5) 今後の財政運営について

千葉県の財政運営について、歳出面では、高齢化の進展などによる社会保障費の増加に加え、物価高騰により様々な経費が増加する中で、県有施設の長寿命化対策を計画的に進めて行く必要があるなど、多額の財政需要が見込まれる。

一方で歳入面では、国から補填される定額減税の減収分を除き、県税収入については、現時点で増加を見込んでいるものの、世界的な経済情勢の悪化など、今後、税収減につながる懸念材料もある。

これらを踏まえ今後は、県税の徴収対策強化などの歳入確保にしっかりと取り組みつつ、施策の決定にあたっては、費用対効果をよく検討するとともに、執行段階においては、経費節減を徹底するなど、堅実な財政運営を行っていく必要がある。

#### (6) 結論

- ・ 千葉県は経常収支比率を踏まえると自由に使える予算が少ない中、 今後、人材不足解消等の観光・宿泊事業者への支援や、持続可能な観光 地づくり、インバウンドの推進等、新たな取組が必要な状況にある。
- ・ そういった新たな観光振興施策を充実させていくには、安定的な財源 確保が必要であるが、千葉県の財政、行政需要は多岐にわたり、観光振 興にどれだけ配分できるか、という問題がある。そのため、観光振興に 特化して使える財源が必要である。

# 5 新たな財源確保のあり方

千葉県内観光が広域で抱える構造的な課題を解決し、持続的な観光振興を図るとともに、宿泊客の利便性向上を同時に促進していくためには、県が主体となり、前例にとらわれない大胆な施策を継続的に実施していくことが必要である。これらの施策の実施にあたっては、中長期的な安定財源の確保が求められることから、どのような財源確保手法が考えられるか、検討を行った。

# (1) 地方自治体における歳入及び自主財源の種類

地方自治体における歳入のうち、自主財源かつ特定財源としては、地方税(目的税)のほか、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金が挙げられる。(図表13)

#### 【図表13】

# 地方自治体の自主財源の種別①

種類	内容	主な事例
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目 的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。	・宿泊税 ・環境協力税
分担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な費用に充てる ため、特に利益を受ける者から、その受益の限度にお いて徴収するもの。	・土地改良事業分担金
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、 その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経 費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	・道路に関する工事の 実施に伴う負担金
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、そ の反対給付として徴収するもの。	・道路占用料
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その対価として徴収するもの。	・戸籍住民登録手数料
寄附金	無償で金銭その他の財産を供与するもの。	・ふるさと納税

観光振興という特定の目的を実現するための財源ということを踏まえ、「安定性・継続性」「受益と負担」「規模」の観点から比較した結果、自主財源の種類としては、安定的・継続的な確保が可能であり、受益者を広く設定できるうえに一定規模の確保が可能である地方税が最も適当であると整理した。(図表14)

#### 【図表14】

# 地方自治体の自主財源の種別②

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税		受益者を広く設定のうえ負 担を求めることが可能	一定規模の確保が可能
分担金			
負担金		受益者を個別に特定し、受 益の範囲内で負担を求める 必要がある	規模は限定的
使用料	安定的・継続的な確保が 可能	心安かのる	
手数料			
寄附金		受益者が必ずしも負担する 必要はない	一定規模の確保が可能

#### (2) 観光行動に着目した課税対象の比較検討

新たな観光振興施策を実施するための財源として地方税(目的税)を検討するに当たり、本観光振興施策は旅行者にも便益を提供するため、応益負担の考え方に基づき旅行者に対し一定の負担を求めることも必要となるという考えのもと、旅行者が千葉県を訪れた際の入域や宿泊、公共交通機関の利用などの観光行動に着目して課税対象の比較を行うこととした。

観光行動における課税対象について、目的税であることも踏まえ課税 対象の捕捉の容易性や捕捉に係る徴税コストの観点から比較検討を行った。 (図表15)

#### 【図表15】

# 観光行動に着目した課税対象の比較検討

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	課税対象の捕捉に係る 徴税コスト
入域	千葉県への入域行為	捕捉が難しい (手段が多岐に亘る)	莫大なコストがかかる
宿泊	ホテルや旅館等への 宿泊行為	比較的捕捉しやすい	比較的コストが かからない
交通機関利用	交通機関(鉄道・バ ス等)の利用	捕捉が難しい (旅行者の判別が困 難)	莫大なコストがかかる
駐車場利用	有料駐車場の利用		
飲食	飲食店等での飲食行 為		

## (3)委員の主な意見

- ・ 財源の安定性、継続性、捕捉の確度の高さを考慮すると宿泊行為への 課税が妥当である。
- ・ 地方税であることは賛成だが、普通税の超過課税という選択肢もあり、 宿泊税にする場合は使途の明確化や効果をよく検証する必要があり、 それが担保されるのであれば宿泊税が適当である。
- 宿泊税の場合は宿泊事業者の理解を得られるかが問題となるが、現在 のところ完全なる反対の表明は出ていない。
- ・ 宿泊税の導入は妥当だが、事業者・消費者に説明し理解を得ていく ことが重要である。

## (4) 結論

・ 上記検討を踏まえ、観光振興財源の確保を目的に、安定的・継続的かつ一定規模の財源確保が見込める地方税のうち、宿泊税を具体的に検討することとした。

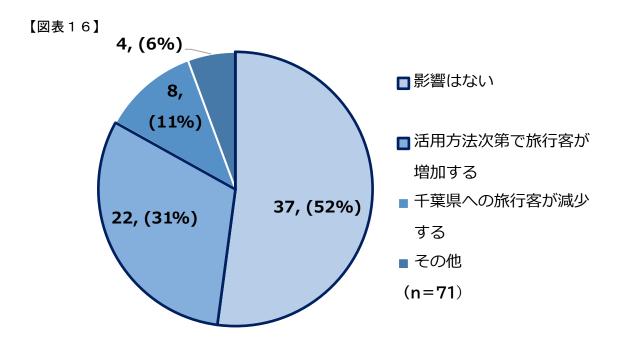
# 6 宿泊税導入による県観光への影響

本検討会議では、宿泊税を導入した場合における千葉県の観光客数に影響が生じるかどうかの検討を行った。

# (1) 旅行事業者アンケート結果

旅行事業者に対し、千葉県が観光客に数百円程度の宿泊税の負担を求めた場合に想定される影響についてアンケートを行った。

「減少する」は 11%であった一方、「影響はない」または「活用次第で旅行客が増加する」は合わせて 83%の回答があった。(図表 1 6)



#### (2) 導入済都府県の宿泊者推移

宿泊税を導入している東京都と近年導入した大阪府及び福岡県の宿泊者数を比較したところ、宿泊者数の推移の状況に大きな変化は見られなかった。(図表17)

【図表17】



出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」



出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」



出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

# (3)委員の主な意見

・ 東京、大阪、福岡は宿泊客が安定しているエリアであり、千葉県に おいて、特に南の方の観光エリアが同じような流れになるかは注意する 必要がある。

# (4) 結論

・ 宿泊税の導入により観光客数に影響があることは直ちに認められない ものの、地域の特性を踏まえながら千葉県の観光への影響を注視してい く必要がある。

## 7 宿泊税の制度設計

検討会議では、県において宿泊税を導入するとした場合の制度設計についても議論し、制度の概要について整理を行った。

## (1) 課税客体・納税義務者・課税標準

## ア素案

## (ア) 課税客体

- ・ 県内に所在する次の施設又は住宅(以下、宿泊施設という)への 宿泊
  - ①旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設
  - ②住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(民泊)
  - ③国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)

## (イ)納税義務者

・ 上記宿泊施設への宿泊者

## (ウ) 課税標準

・ 上記宿泊施設への宿泊数

#### イ 素案の考え方

- ・ 宿泊行為により享受する行政サービスは宿泊施設によって大きな違い はないと考えられることから、旅館・ホテル・簡易宿所、民泊、特区 民泊への宿泊を課税客体とすることが適当である。
- ※先行して宿泊税を導入している自治体においても、旅館・ホテルのみを 課税対象としている東京都を除き、全ての自治体が民泊についても課税 対象としている。

### ウ 委員の主な意見

- ・ 旅館ホテルは様々な規制をクリアしながら営業を行っていて、簡易な 設備で営業ができる民泊とますます差が開くという観点からも、民泊に 関しても徴収すべきである。
- ・ 水平的公平性の観点からも民泊を含めて広く課税対象とすることが 重要である。ただ、民泊がどの程度課税対象にできるのか、実態把握の 検討が必要である。

- エ 宿泊事業者アンケート ※自由記載から抜粋
  - ・ 宿泊税を取るのであれば、全ての施設で取った方が良い。必ず不平 不満が出てくる。
  - ・ 規模の大きいホテルや旅館から徴収すべき。

## 才 結論

- ・ 素案のとおり、旅館・ホテル・簡易宿所、民泊、特区民泊への宿泊を 課税客体とすることが適当である。
- ・ 民泊を課税対象とする場合には、関連部署とも連携して実態を把握し、 課税対象となる施設を確実に捕捉できるようにすることが必要である。

## (2) 税率 (税額)

## ア素案

1人1泊につき150円の一律定額制

## イ 素案の考え方

- (ア) 一律定額制の採用について
  - ・ 徴収を行う宿泊事業者の事務負担を軽減するため、最も簡素である 「一律定額制」を採用することが適当である。
  - ※宿泊料金の一定割合を徴収する「定率制」や宿泊料金に応じて税率が変動する「段階的定額制」は徴収に係る宿泊事業者の負担が大きいことを考慮して採用しないこととした。

#### (イ) 具体的な税率 (150円) について

- ・ 本資料「3 持続的発展に向けて必要な施策」における「千葉県が 取り組むべき観光施策の事業規模」が約 45 億円 (P13) であり、 令和 5 年の県内の延べ宿泊者数 (約 2,800 万人 (※)) を考慮し、 150円とすることが適当である。
- ・ なお、税率を1人1泊150円の一律定額制として、単純に1年あたりの税収規模を試算すると、150円×約2,800万人=約42億円となる。
- (※) 旅館・ホテル・簡易宿所は観光庁の宿泊旅行統計調査 (2023 年の年間確定値) から、民泊は住宅宿泊事業の宿泊実績 (2023 年 2 月~2024年 1 月) から、年間のおよその延べ宿泊者数を算出したものである。

## ウ 委員の主な意見

- · 一律の定額制は宿泊業界にとってありがたい提案である。
- ・ 応能負担の観点では段階的定額制や定率制(もしくは免税点の設定) が適当と考えていたが、宿泊事業者の負担も重要な要素であり、かつ 宿泊事業者からも支持を得ているのであれば、応能的な設計は入れずに 一律の定額が妥当。150円も高い負担ではないと考える。
- ・ 宿泊施設は一律にしてほしいという声を汲むことは大事。使途も踏ま えて十分な税収が確保できるという判断であれば、一律 150 円は一つの 落としどころである。
- ・ 宿泊行為で受ける行政サービスは一定という考え方であれば、一定額で良く、150円も市町村の調整の余地を与える観点から妥当である。
- 可能であれば、段階的定額制を採用した際のシミュレーションを行って、税収差のインパクトを見たい。(→参考)

## (参考) 段階的定額制を採用した場合のシミュレーション

・ 仮に、税率を「1 泊 2 万円未満の場合に 150 円、1 泊 2 万円以上の場合に 300 円」とする段階的定額制を採用した場合、宿泊事業者アンケートで各宿泊施設から得た料金区分をもとに単純に試算すると、1年あたりの税収規模は約 44 億円となり、150 円の一律定額制とした場合と比べ、約 2 億円の増収が見込まれる。

料金区分(※)	回答数	延べ宿泊者数	税率	税収規模
2万円未満	122	約2,700万泊	150円	約41億円
2万円以上	8	約100万泊	300円	約3億円
			計	約44億円

### エ 宿泊事業者アンケート

- ・ 宿泊税の税率設定について
  - 問. 千葉県で宿泊税を導入することとなった場合、税率の設定はどのような形が適切と考えますか。

選択肢	回答数	割合
一律の定額制(1泊につき100円など、一定額の宿泊税を徴収する)	76	53%
段階的定額制(2万円未満の宿泊料金の場合は1泊につき100円、2万円以上の宿泊料金の場合は1泊につき200円を徴収するなど、宿泊料金に応じて宿泊税の金額が変わる)	26	18%
定率制(1泊の宿泊料金について1%など、一定率を乗じた宿泊税を徴収する)	20	14%
その他(自由記載)	22	15%

### 才 結論

・ 素案の考え方に加え、宿泊行為により享受する行政サービスは宿泊 料金によって大きな差異は無いという観点も踏まえ、「1 人 1 泊につき 150円の一律定額制」とすることが適当である。

## (3) 免税点

### ア素案

・ なし(設定しない)

## イ 素案の考え方

- ・ 宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず、一定程度の行政サービスを享受 していると考えられ、公平性の観点から、宿泊料金による免税点は設け ないことが適当である。
- ・ 宿泊料金は季節や曜日等により変動するため、免税点を設定した場合、 宿泊事業者の徴収事務が煩雑となることから、宿泊事業者の負担軽減の 観点からも免税点を設定しないことが適当である。

## ウ 委員の主な意見

- ・ 応能負担の観点では(段階的定額制や定率制、もしくは)免税点の 設定が適当と考えていたが、宿泊事業者の負担も重要な要素であり、 かつ宿泊事業者からも支持を得ているのであれば、応能的な設計は入れ ずに一律の定額が妥当である。
- ・ 旅行の目的は多様化しており、一時的に贅沢する方もいるので、宿泊 料金を多く払うから担税力があるとは考えない方が良いと考える。
- ・ 免税点を設定しないことについて、民宿など低額の施設や、ビジネス 客を主とした施設に対しては丁寧な説明をしていく必要がある。
- 免税点について、子供、幼児についてどう制度設計するかは今後の 検討が必要である。(⇒参考)

(参考) 導入自治体の子供・幼児の取扱い ※各自治体 HP (Q&A 等) から作成・ 導入自治体の取扱いを整理した結果は以下のとおりである。

自治体名	取扱い
福岡県	・年齢に関わらず、宿泊料金に伴って宿泊する全ての者が課税となる。 (幼児料金、子供料金、ベビーベッド代等がかかる場合は課税対象) ・宿泊料金が発生しない場合(添い寝の場合等)は課税とならない。 ※福岡市、北九州市も同様の取扱い
京都市	・宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金が発生する場合は、課税となる。
金沢市	・宿泊者の年齢に関わらず、宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき 金額として取り扱われる場合は、課税となる。 (R6.10月~ 5,000円の免税点を設定予定)
倶知安町	・宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金が発生する場合は、課税となる。
長崎市	・宿泊料金を伴う宿泊が課税対象となる。(添い寝無料は課税とならないが、 寝具使用料(布団の貸出等)がかかる場合は課税対象)

・ 導入自治体においては、宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金(子供・幼児料金、ベビーベッド代、寝具使用料 等)が発生する場合は課税となるが、添い寝無料等で宿泊料金が発生しない場合は課税とならない取扱いが一般的である。

## エ 宿泊事業者アンケート

・ 宿泊料金が一定額未満の宿泊者から宿泊税を徴収しないことについて 問. 宿泊料金が一定額未満(5千円未満や1万円未満など)の宿泊者 から宿泊税を徴収しないことについて、どのように考えますか。

選択肢	回答数	割合
宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い	85	59%
宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い	45	31%
その他(自由記載)	14	10%

## 才 結論

- 素案のとおり、免税点を設定しないことが適当である。
- ・ 免税点を設定しない場合、全ての宿泊施設において宿泊税を徴収する こととなるため、低額な料金設定の宿泊施設(民宿や主にビジネス客を 対象とする施設 等)に対しては、丁寧に説明を行うことが必要であ る。

### (4) 課税免除

## ア素案

・ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 (※修学旅行等の例外規定は設定しない)

## イ 素案の考え方

- ・ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウイーン条約に基づく相互主義の観点から、消費税免除の取扱いに準じ、 宿泊税を課税免除とする。
- ※先行して宿泊税を導入している自治体においても、全ての自治体が外国 大使等を課税免除としている。
- ・ 宿泊事業者の負担軽減の観点から、修学旅行等の特定の宿泊客を課税 免除とする規定を設けない。
- 修学旅行等に対しては、宿泊税の使途の中で支援策を検討する。

## ウ 委員の主な意見

- ・ 修学旅行生からも宿泊税を徴収し、何らかのインセンティブを設ける 形で還元できると良いのではないか。
- ・ 簡素な税制度設計とするのが大前提である。修学旅行客や湯治客など に対してはフォローできる施策を打つしかない。
- ・ 修学旅行生については、目的やコストを踏まえてその分野の関係者の 意見を聞くことが必要である。

## エ 宿泊事業者アンケート

- 特定の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて
  - 問. 特定の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて、適切と考える ものがあれば選択してください。

選択肢	回答数	割合
全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき(例外規定を設けない)	81	56%
修学旅行生は宿泊税を免除すべき	36	25%
その他(自由記載)	27	19%

## 才 結論

- ・ 素案のとおり、課税免除は外国大使等のみとし、修学旅行等の例外 規定は設定しないことが適当である。
- ・ 修学旅行については、徴収事務を煩雑化しないために課税対象とする 一方、県を訪れる修学旅行生が減少しないよう、観光・宿泊事業者の 意見を踏まえ、宿泊税の使途の中で一定の支援策を講じるべきである。

## (5) 徴収方法・特別徴収義務者

### ア素案

#### (ア) 徴収方法

- ・ 特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入)
- (イ) 特別徴収義務者
  - ・ 宿泊施設の経営者
  - ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者

## イ 素案の考え方

- 県が宿泊者から直接徴収することは困難であるため、特別徴収義務者による特別徴収とすることが適当である。
- ※先行して宿泊税を導入している自治体においても、全ての自治体が特別 徴収義務者による特別徴収としている。

### ウ 委員の主な意見

・ 特別徴収義務違反に対する罰則等の検討も行っていくべき。一方で、 こうした義務を課すのであれば、制度面で負担を軽減するなど考慮すべ きである。

## 工 結論

・ 素案のとおり、特別徴収義務者による特別徴収とすることが適当である。

### (6) 申告納入期限

#### ア素案

・ 各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに申告納入 とするが、一定の要件を満たす場合には 3 ヶ月分まとめての申告納入を 可能とする。(具体的な要件については検討)

## イ 素案の考え方

- ・ 小規模事業者の申告納入に係る事務負担への配慮として、一定の要件 (年間の宿泊税額、営業開始時期等)のもと、申請により、3 ヶ月分ま とめての申告納入を認めることが適当である。
- ※先行して宿泊税を導入している自治体においても、全ての自治体が3ヶ月分まとめての申告納入を認めている。

## ウ 委員の主な意見

- ・ (宿泊事業者にとって、) 申告納入期限は、今の宿泊税の議論に対して比較的現時点では関心が薄い部分になっていると認識している。
- ・ 申告納入期限について、例えば源泉所得税には 6 ヶ月に 1 回という 納入期限の特例があるが、小規模事業者が比較的多いので事務の軽減の 観点からもう少し検討してほしい。

### エ 宿泊事業者アンケート

- ・ 申告納期限について
- 問. 申告納期限のうち、貴施設において対応が可能なものを選択してくだ さい。

選択肢	回答数	割合
毎月分を翌月の末日までに申告納入(例:3月分を4月末日まで)	75	52%
3ヶ月分をまとめて申告納入(例:3~5月分を6月末日まで)	40	28%
その他(自由記載)	29	20%

## 才 結論

- ・ 小規模事業者の負担軽減のため、複数月ごとの申告納入を可能とする ことが適当である。
- ・ 詳細な制度設計にあたっては、小規模事業者の意見を十分に考慮した上で検討することが適当である。

### (7)制度の見直し

## ア素案

条例施行後、5年を目途に検討を行う。

## イ 素案の考え方

- ・ 宿泊税施行後の状況調査及び分析に要する期間、見直し内容の検討に 係る期間、先行自治体における見直し期間の設定状況を踏まえ、5 年を 目途とする。
- ※先行して宿泊税を導入している自治体において、都道府県では、見直し期間を5年ごととしている自治体が多い。

(東京都、大阪府は5年ごと、福岡県は条例施行後の最初の見直しは3年、 その後は5年ごととしている)

## ウ 委員からの主な意見

特になし

## 工 結論

・ 素案のとおり、5年を目途として制度を見直すことが適当である。

### (8)特別徵収義務者報奨金

## ア素案

・ 納期内納入額の2.5%とし、導入後(導入当初)の加算措置や上限の 設定について検討。

## イ 素案の考え方

- ・ 宿泊税の徴収事務を担っていただく宿泊事業者に対しては、徴収事務 に要する負担の考慮に加え、特別徴収制度の円滑な運営のため、報奨金 を交付することが適当である。
- ・ 先行自治体の状況やゴルフ場利用税、軽油引取税における特別徴収 義務者への報奨金とのバランスも踏まえ、納期内納入額の 2.5%を基本 としながら、導入当初の加算措置や上限の設定についても検討とするの が適当である。
- ※先行して宿泊税を導入している自治体においては、納期内納入額の 2.5%に導入当初5年は0.5%を加え、3.0%とする場合が多い。

## ウ 委員の主な意見

・ 特別徴収義務者への報奨金等、宿泊施設へのインセンティブが必要である。

## 工 結論

・ 特別徴収義務者に対しては一定割合の報奨金を支給することが適当だが、詳細な制度設計にあたっては、素案を基本としながら、特別徴収義 務者となる宿泊事業者の意見を十分に考慮した上で検討することが適当 である。

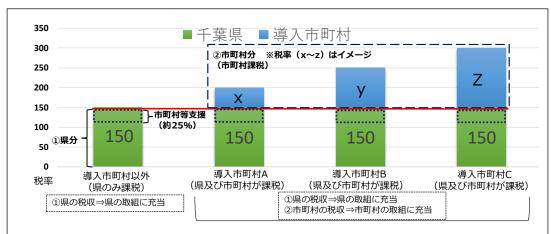
## (9) 宿泊税の制度設計の全体に係る結論

- ・ 宿泊税が目的税であることを念頭に、以下の点に留意して、適切な制度 を構築していくことが必要である。
  - ➤ 税の基本的な考え方である公平・中立・簡素の観点及び徴税コスト 軽減の観点を考慮する必要があることを前提とすること。
  - → 今後、県において制度の詳細設計を行う場合には、検討会議における 議論や宿泊事業者をはじめとする関係者の意見を十分に考慮すること。

## 8 市町村との調整

検討会議では、県において宿泊税を導入するとした場合に、県内において 宿泊税の導入を検討する市町村が存在していることも踏まえ、県が市町村と 調整する際の考え方の整理を行った。

- (1) 市町村との調整における県が取るべき考え方
  - ・ 県としては、市町村が宿泊税を課税する目的を尊重する必要がある一方、税を納める宿泊者へ配慮し、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮する必要があることから、県内で宿泊税の導入を検討する市町村とは、以下の点等について調整を図る必要がある。
    - ①導入時期(宿泊税をいつ導入するか)
      - ⇒県と市町村の導入時期を合わせることが望ましい
    - ②賦課徴収の主体(賦課徴収を県と市町村のどちらが行うか)
      - ⇒県または市町村のどちらかが一括で賦課徴収することが望ましい
    - ③税率(県と市町村の税率をどのように設定するか)
      - ⇒県と市町村の税率を合算した際の負担が過重にならないことが望ましい
  - 上記の考え方をもとに作成した県と市町村における賦課徴収の イメージ図は以下のとおりである。



- ・ 宿泊税を活用して県が取り組むべき観光振興施策の事業規模は 約45億円であることから、県の税率は県内一律で150円とする。
- ・ 導入市町村は県の一律150円に市町村分を上乗せとする。

## (2)委員の主な意見

- ・ 市町村が独自で宿泊税を導入したいとなったときに、検討の余地を 残すのは非常に大事で、今回その余地を残すという制度は全国初モデル になり、千葉県からこの制度設計を全国に示してほしい。
- ・ 他の都道府県では市町村の調整に苦慮しているところがあるが、県が 市町村との調整に関するスキームを提案するのは非常に良いことである。
- 市町村が宿泊税を上乗せしても、賦課徴収の事務はどちらか一方が行 うという設計は非常に合理的である。
- 市町村と県で課税客体が異なることはよくなく、統一的な制度設計になるよう調整が必要である。
- ・ 市町村によっては宿泊料金が 2 万円以上となる宿泊施設も多いと思う ので、市町村の独自課税分は各市町村の宿泊施設の事情に応じて段階的 定額制とするなども考えられる。
- ・ 重複課税に伴う過大な負担という懸念に関しては、何年か経って高い 税率を課す市町村が現れた場合は、あり方を再検討すればよいと考える。
- ・ これから導入を検討する市町村においても、県と調整しながら金額も 含めた税制度を設計してほしい。

### (3) 県内市町村の動き

### ア浦安市

- R6.2.8 定例記者会見で市長が宿泊税導入の検討を表明
- R6.5.28 第1回浦安市宿泊税導入検討委員会を開催
- R6.8.19 第2回浦安市宿泊税導入検討委員会を開催

#### イ 南房総市

- R6. 5. 24 定例記者会見で市長が宿泊税導入の検討を表明
- R6.6.11 第1回南房総市宿泊税検討委員会を開催
- R6.8.26 第2回南房総市宿泊税検討委員会を開催

### ウ. 千葉市

- R6.8.8 定例記者会見で市長が宿泊税導入の検討に前向きな考えを表明
  - ・ 県の素案について、市長が「市が単独で徴収する場合と 比較して事務経費が軽減され、税収額も大きくなる」と発言
- R6.9.12 市議会定例会で市長が宿泊税導入の検討を表明

### 工. 成田市

R6.8.28 宿泊税の導入を検討するための有識者懇談会の設置を発表

## (4) 結論

- ・ 市町村との調整に係る素案については、以下の点を踏まえると、非常に 合理的でバランスが良い制度設計である。
  - ➤ 県が宿泊税を導入する場合に、観光振興のニーズが異なる市町村が 独自で宿泊税を導入することについて検討の余地を残しており、市町村 の自主性に配慮している点
  - ▶ 市町村が宿泊税を上乗せした場合でも、宿泊事業者の事務負担を考慮し、賦課徴収の事務に関しては県又は市町村のどちらか一方が行うとしている点
  - ➤ 県と並行して導入を検討する市町村が存在する中で、県が市町村との 調整に関するスキームを提案している点
- ・ 市町村との調整にあたっては、検討会議での議論を踏まえ、県の素案に対して県内市町村から様々な意見が出ていることも考慮し、県の考え方を 丁寧に説明しながら、検討及び調整を行っていくことが必要である。
  - 例 賦課徴収の事務に関しては、市町村の事務負担を考慮し、県が賦課 徴収を行う 等

## 9 使途の明確化 (見える化)

宿泊税の使途について明確化(見える化)を図る方策を検討するため、先に宿泊税を導入している自治体の状況について調査を実施したところ以下のとおりであった。

## (1) 宿泊税導入自治体の状況(全9団体回答)

- 1 宿泊税に係る特別会計の設置状況は、全9団体で未設置
- 2 上記1における未設置の理由
- (1) 地方自治法第209条第2項に基づき不要と判断した(1団体)
- (2) 一般会計における観光振興に関する多岐にわたる分野の事業に充当 しており、特別会計設置は特に念頭に無かった。なお、長期的なイン フラ整備を見越して基金を設置(1団体)
- (3) 特に理由なし(4団体)
- (4) 不明(2団体)
- 3 宿泊税に係る特定目的基金を設置(4団体)
- 4 宿泊税の使途の係る検証組織を設置(4団体)
- 5 使途の公表方法(複数回答)
- (1) ホームページ上で公表(全9団体)
- (2) 事業者に資料を送付(2団体)
- (3) 広報誌に掲載(1団体)
- 6 公表内容(複数回答)
- (1) 予算書あるいは説明資料等において明示(4団体)
- (2) 決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示 (3団体)
- (3)検証組織による検証結果(2団体)
- (4) 令和5年度に令和元年度から4年度までの活用事業を掲載したパンフレットを作成(1団体)
- (5) 宿泊税活用事業を紹介する冊子を毎年度作成(1団体)
- (6) 宿泊税活用事業一覧 (Excel 形式) (1団体)
- (7) 宿泊税を財源とした事業(取組事例)(2団体)

### (2) 地方団体における観光事業特別会計の状況

他の自治体において、観光事業に関して特別会計を設置している事例について調査したところ、休養宿泊施設の宿泊料や観光施設の入場料等を施設運営費に充当している事例について確認することができた。(図表18参照)

【図表18】 地方団体における特別会計 【観光施設事業】事業数・施設数の内訳

区分	法適		法非適		計	
	事業	施設	事業	施設	事業	施設
1. 休養宿泊施設	10	14	58	76	68	90
2. 索道	4	4	30	32	34	36
3. その他観光	19	33	102	163	121	196
温泉	\	14		78	\	92
観光会館		-		1		1
城		-		8		8
公園		1		5		5
動植物園		-		7	\	7
博物館	\	1	\	2	\	3
資料館		-	\	2	\ [	2
水族館	\	-	\	-	\	_
休憩施設等	\	2	\	12	\	14
その他※	\	16	\	48		64
計 (1~3)	33	51	190	271	223	322

出典:総務省「令和4年度地方公営企業年鑑」より調製

## (3)委員の主な意見

- ・ 宿泊税と一般財源を組み合わせて事業を行う場合等も含め、宿泊税の 全収入について使途の明確化を行う必要がある。特別会計を設置すれば、 そういった事業は容易に把握できる。特別会計の留意点とされている「予 算編成や決算処理にあたり各種書類が複雑化」することについては、目的 税を導入した段階で生じうるものであるから、特別会計を設置しない理由 とはならない。
- ・ 特別会計がなくても、宿泊税を活用した全事業がわかりやすい形で公表されて、理由も説明され、効果検証の実施まで担保されるのであれば、 特別会計にこだわる必要はないが、その場合も宿泊税全額の使途を追跡できる必要がある。
- ・ 宿泊事業者が宿泊税の使途について意見ができる体制にするとともに、 使われ方についても、宿泊事業者の目が入る検証機関を設置してほしい。

<sup>※</sup> その他には、ゴルフ場、キャンプ場、スキー場等がある。

## (4) 結論

上記(1)宿泊税導入自治体の状況、(2)地方団体における観光事業特別会計、検討会議の議論の状況を踏まえ、千葉県における宿泊税の使途の明確化(見える化)の方法を以下のとおり整理した。なお、具体的な方法については、今後検討していく必要がある。

- ・ 予算書あるいは説明資料等に明示する。
- ・ 決算書の事項別明細書あるいは説明資料等に明示する。
- ・ 宿泊税を負担した宿泊者や宿泊事業者等に対して、宿泊税の使途を広く わかりやすく伝えるため、ホームページで公表する。
- 宿泊税制度を広く周知するため、パンフレットを作成し、宿泊施設に備 え付ける。
- 一般財源と区分して経理するため、特別会計の設置についても検討する。
- ・ 年度間の事業規模の増減に柔軟に対応するため、宿泊税に係る特定目的 基金の設置についても検討する。
- ・ 宿泊税に係る使途及びその効果を検証する組織の設置についても検討する。

### 10 おわりに

この検討会議では、各委員がそれぞれの専門分野や代表する業界の立場から千葉県が取り組むべき新たな観光振興施策や、それを推進するために必要となる財源の確保策について議論し、最終的に千葉県における宿泊税の導入に関して一定の結論を得ることができた。

報告書の中では、千葉県において、観光・宿泊事業者への支援や、市町村・DMOと連携した取組のための財源として、宿泊税を導入することは適当であること、また、実際に税を徴収することになる宿泊事業者に十分に配慮して簡素な制度とすることや、独自に宿泊税の導入を検討している市町村に対する現実的な調整方法が整理されている。

なお、検討に当たっては、ご多忙の中、多数の宿泊事業者や市町村、旅行事業者等関係各位にアンケートによるご協力をいただいたことに感謝申し上げる。

一方で、この議論はまだ緒に就いたばかりであり、今回実施したアンケートにより十分に関係者の意見や要望を聞き取れたわけではないことに留意する必要がある。

千葉県には、今後も宿泊事業者や市町村に対し、県が導入を検討する宿泊税制度について説明を尽くし、十分な理解が得られるように努めることに加え、同制度への意見や要望を聞く機会を設けるなど、関係者との調整を図りつつ、今後も必要な検討をしていただきたい。

また、検討会議の中で議論があった以下の事項については、県において速 やかに検討を始めることが望ましい。

- ①千葉県が考える観光振興の基本方針 (グランドデザイン) の策定
- ②上記基本方針(グランドデザイン)を実現するため、千葉県内を広域的 にカバーするDMO(地域連携DMO)の検討
- ③宿泊税の導入により、補助事業をはじめとして事業規模が増大すること を見込んだ県の人員体制の確保

最後に、千葉県が国内外の旅行客に選ばれる魅力的な観光地となるために、 県が中心となって観光・宿泊事業者や市町村、各地のDMOと連携しつつ、 これを実現していくことを期待する。

【参考】 〇千葉県観光振興財源検討会議 委員名簿

No	氏名	所 属
1	内山 達也	城西国際大学 観光学部 教授
2	小林 航	亜細亜大学経済学部 教授/千葉商科大学政策研究科 客員教授
3	豊川造	千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 事務局長
4	林 正昭	千葉県商工会連合会 参与
5	山下 真輝	株式会社 JTB 総合研究所 主席研究員
6	吉野 毅	一般社団法人 千葉県商工会議所連合会 専務理事

# 〇千葉県観光振興財源検討会議 開催実績

	開催日	議題
第1回	令和6年3月28日	<ul><li>・ 検討会議の設置趣旨及び方向性</li><li>・ 千葉県観光の現状・課題等</li><li>・ 千葉県観光の持続的発展に向けて必要な施策</li><li>・ 国内における宿泊税の導入・検討状況等</li><li>・ 法定外目的税の新設について</li></ul>
第2回	令和6年5月14日	<ul><li>・ 県財政の状況分析</li><li>・ 観光振興財源確保策の比較検討</li><li>・ 宿泊税の使途のイメージ</li><li>・ 税制度設計(たたき台)</li><li>・ 市町村及び事業者への意見照会案</li></ul>
第3回	令和6年7月24日	<ul> <li>事業者及び市町村へのアンケート結果の報告</li> <li>宿泊税導入による県観光への影響</li> <li>使途の素案</li> <li>税制度設計の素案</li> <li>使途の明確化(見える化)</li> </ul>
第4回	令和6年9月9日	<ul><li>・ 福岡県宿泊税交付金の調査結果</li><li>・ これまでの検討結果の整理</li></ul>